

# 島根県希少野生動植物の保護に関する条例の概要

## 第1 制定の背景

①平成16年3月に「しまねレッドデータブック」を改訂し、県内における絶滅のおそれのある野生動植物を取りまとめ、公表。野生動植物が減少する要因についても検討。

〔野生動植物の主な減少要因〕

- ・過剰な捕獲・採取
- ・開発行為や里地里山の荒廃による生息・生育環境の悪化
- ・外来生物による影響 など

②希少野生動植物の盗掘等の被害が多発。

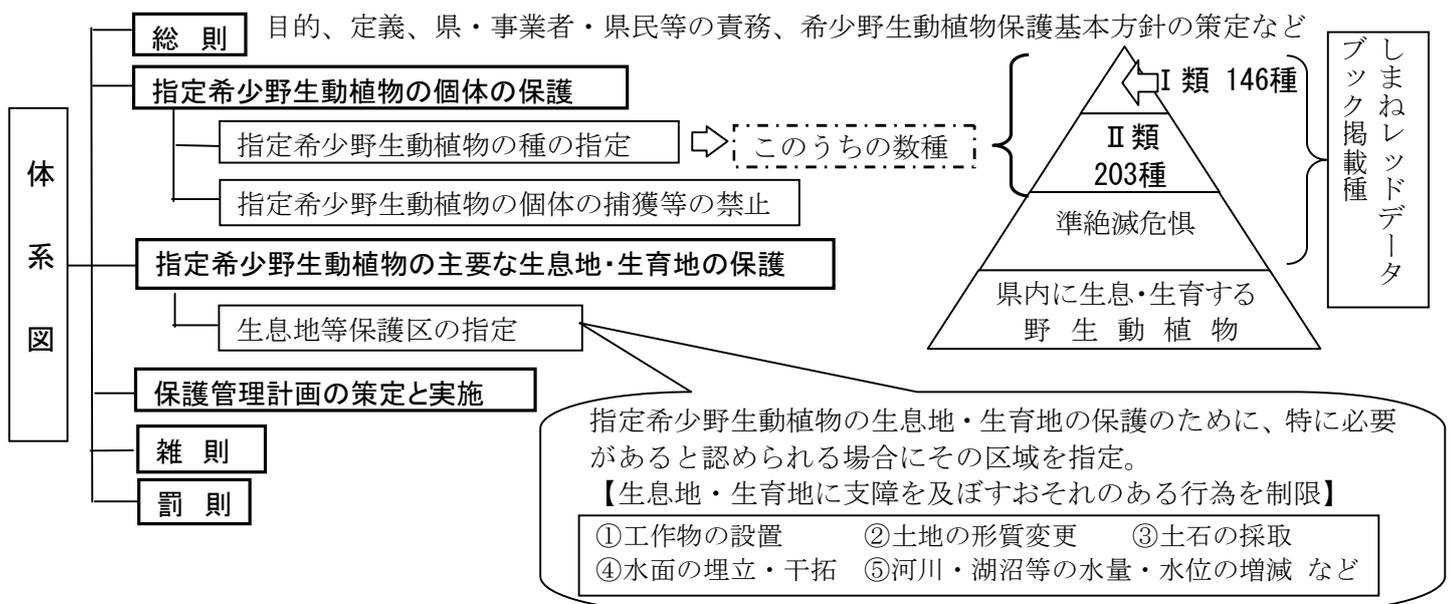
③希少野生動植物をインターネットオークションへ出品する事例が増加。

④全国では29の都道府県で同様の条例が制定。（平成22年3月時点）

### しまねレッドデータブックとは

県内における絶滅のおそれのある野生動植物のリストや、それぞれの減少の要因を取りまとめたもの。希少性を観点にして、「絶滅」、「野生絶滅」、「絶滅危惧Ⅰ類」、「絶滅危惧Ⅱ類」、「準絶滅危惧」、「情報不足」を選定している。

## 第2 条例の内容



### 【1. 総則】

#### 1) 目的（第1条関係）

県内に生息し、又は生育する野生動植物が、生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として県民の豊かな生活に欠かすことのできないものであることにかんがみ、県、県民等、民間団体及び事業者が協働して希少野生動植物の保護を図ることにより生物の多様性を確保し、もって県民共有の財産である健全な自然環境を次代に継承することを目的とする。

#### 2) 定義（第2条関係）

条例の用語（希少野生動植物、指定希少野生動植物、県民等、民間団体）を定義する。

##### (1) 希少野生動植物

・県内に生息・生育（以下「生息等」という。）する野生動植物の種のうち、県内に本来の生息地又は生育地（以下「生息地等」という。）を有するもので、次のいずれかに該当するもの

- ① 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないもの
- ② 種の個体の数が著しく減少しつつあるもの
- ③ 種の個体の主要な生息地等が消滅しつつあるもの

- ④ 種の個体の生息等の環境が著しく悪化しつつあるもの
- ⑤ その他、種の存続に支障を来す事情があるもの

## (2) 指定希少野生動植物

- ・希少野生動植物（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する国内希少野生動植物種及び緊急指定種を除く。）のうち、知事が特に保護を図る必要があると認めて指定する種 → **捕獲等を禁止**

## (3) 県民等

- ・県民及び滞在者

## (4) 民間団体

- ・県内において野生動植物の保護を図るための活動を行う民間の団体

## 3) 各主体の責務（第3条～第5条関係）

### (1) 県の責務（第3条関係）

- ・野生動植物の種が置かれている状況の把握に努めること。
- ・希少野生動植物の保護のための総合的な施策を策定し、実施すること。

### (2) 県民等の責務（第4条関係）

- ・自ら希少野生動植物の保護に努めること。
- ・県が実施する希少野生動植物の保護に関する施策に協力するように努めること。
- ・登山その他の野外活動を行うに当たっては、希少野生動植物の生息地等の保護に支障を及ぼすことのないように配慮すること。

### (3) 事業者の責務（第5条関係）

- ・事業活動を行うに当たっては、希少野生動植物の生息等の環境の悪化の防止に努めること。
- ・県が実施する希少野生動植物の保護に関する施策に協力するように努めること。

## 4) 財産権の尊重等（第6条関係）

- ・この条例の適用に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重し、県土の保全その他の公益との調整に留意する。

## 5) 希少野生動植物保護基本指針（第7条関係）

- ・知事は、審議会の意見を聴いて、希少野生動植物の保護のための基本方針を定め、公表する。

[希少野生動植物保護基本方針の内容]

- ① 希少野生動植物の保護に関する基本構想
- ② 指定希少野生動植物の選定に関する基本的な事項
- ③ 指定希少野生動植物の個体の取扱い及びその生息地等の保護に関する基本的な事項 など

## 【2. 指定希少野生動植物の個体の保護】

### 1) 指定希少野生動植物の指定等（第8条関係）

[指定の手続き] (審議会とは島根県自然環境保全審議会をいう。以下同じ。)

**指定案** → **審議会の意見聴取** → **公告(14日間)** → **意見書の提出** → **指定種の告示(効力発生)**  
(利害関係人)

### 2) 県民及び民間団体からの指定希少野生動植物の指定の提案（第9条関係）

- ・県民及び民間団体は、理由を付して、指定希少野生動植物の指定をすることを知事に対し提案することができる。
- ・提案は、「希少野生動植物保護基本指針」の「指定希少野生動植物の選定に関する基本的な事項」に適合するものでなければならない。

### 3) 捕獲等の禁止（第12条関係）及び譲渡し等の禁止（第15条関係）

- ・指定希少野生動植物の生きている個体（卵及び種子を含む）は、捕獲、採取、殺傷、損傷（以下、捕獲等）を原則として禁止する。
- ・違反して捕獲等をされた指定希少野生動植物の個体及び加工品（はく製その他の標本等。別途規則で定める）は、譲渡し、譲受け、引渡し、引取りを禁止する。第13条の許可を受けて捕獲等をされた個体等についても原則として譲渡し等を禁止する。

#### 4) 捕獲等の許可 (第13条関係)

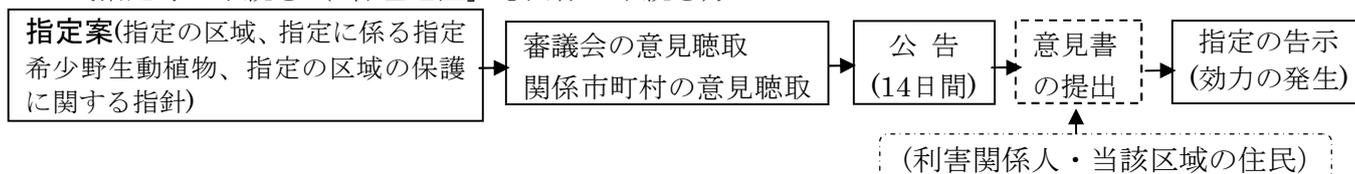
- ・学術研究又は繁殖の目的で指定希少野生動植物の生きている個体の捕獲等をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

### 【3. 指定希少野生動植物の主要な生息地等の保護】

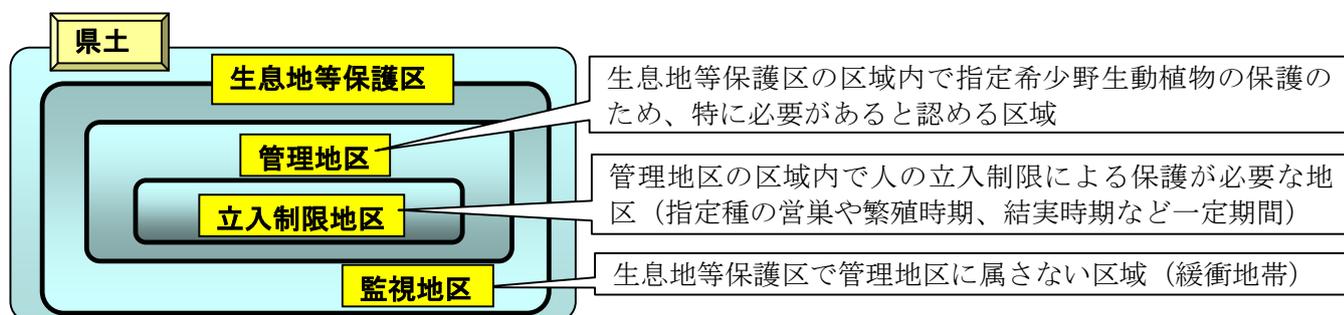
#### 1) 「指定希少野生動植物の生息地等保護区」の指定 (第19条関係)

- ・知事は、指定希少野生動植物の保護のため、その個体の生息地等及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域で、重要と認めるものを「生息地等保護区」として指定することができる。

[指定等の手続き (「管理地区」も同様の手続き)]



#### 2) 生息地等保護区のイメージ (第20条～第22条)



#### 3) 「管理地区」・「立入制限地区」・「監視地区」での規制

[管理地区で許可を要する行為] (第20条第4項1号～14号関係)

- ①建築物、その他の工作物の新築・改築・増築。
- ②宅地の造成、土地の開墾、その他の土地の形質変更。
- ③鉱物の採掘、土石の採取。
- ④水面の埋め立て、干拓。
- ⑤河川、湖沼等の水位・水量を増減させること。
- ⑥木竹の伐採。
- ⑦指定希少野生動植物の個体の生息等に必要なものとして知事が指定する野生動植物の種の個体の捕獲等。 など 14項目

[立入制限地区] (第21条第4項関係)

- ・知事が定める期間内は、人の立ち入りが制限される。
- ・やむを得ない事由があると認める場合には知事の許可を得て立ち入ることができる。

[監視地区で届出を要する行為] (第22条第1項関係)

- ・上記の管理地区で許可を要する行為の①～⑤に掲げる行為。
- ・これらの行為をしようとする場合には事前に届出が必要。  
(届出日から起算して30日を経過した後でなければ、届出に係る行為に着手できない。)

☆非常災害に対する必要な応急措置としての行為等は、それぞれの地区におけるこれらの制限が適用されない。

### 【4. 保護管理計画の策定と実施】

#### 1) 計画の策定・実施 (第27条～第31条関係)

- ・知事は、指定希少野生動植物の保護管理事業を適正かつ効果的に実施するため、この事業の対象となる種ごとに「保護管理計画」を策定し、必要に応じてこの計画に即して事業を実施する。

保護管理事業：指定希少野生動植物の生息地等の整備などの保護を図るための事業  
 [計画の内容] 指定希少野生動植物ごとの保護管理事業の目標、実施の区域、内容  
 [策定の手続き] 保護管理計画(案) → 審議会の意見聴取 → 告示

## 2) 県民及び民間団体による保護管理計画の変更の提案（第28条関係）

- ・県民及び民間団体は、理由を付して、保護管理計画の変更を知事に対し提案することができる。

## 3) 県以外が行う保護管理事業（第29条関係）

- ・国及び他の地方公共団体が行う保護管理事業  
 上記の保護管理計画に適合している場合、知事の確認を受けることができる。
- ・国又は地方公共団体以外の者が行う保護管理事業  
 上記の保護管理計画に適合している場合、知事の認定を受けることができる。

## 【5. 雑則】

### 1) 調査（第32条関係）

- ・知事は、野生動植物の種の個体の生息等の状況、その生息地等の状況等について定期的に調査をし、この条例の適正な運用に活用するものとする。

### 2) 県民及び民間団体の活動の促進（第33条関係）

- ・県は、この条例にのっとり、県民及び民間団体が自発的に行う野生動植物の保護に関する活動を促進するために情報の提供、助言等の必要な措置を講ずるものとする。
- ・県は、県民及び事業者に対し、野生動植物の保護の必要性について理解が深まるよう、野生動植物に関する教育及び学習機会の充実その他の啓発活動を行うものとする。

### 3) 希少野生動植物保護巡視員等（第34条関係）

- ・知事は、希少野生動植物の個体の生息等の状況又はその生息地等の状況の巡視等を行う県民及び民間団体を、希少野生動植物保護巡視員又は希少野生動植物保護巡視団体として認定することができる。

### 4) 国及び他の地方公共団体との連携（第35条関係）

- ・希少野生動植物の保護に関する施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と協力し、その推進に努める。

### 5) 委任（第37条関係）

- ・この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 【6. 罰則】

### 1) 下表のとおり罰則を設ける。（第38条～第42条関係）

違反行為	罰則
○指定希少野生動植物の個体の捕獲等の禁止（第12条）に違反した者 ○指定希少野生動植物の譲渡し等の禁止（第15条）に違反した者 ○許可なく管理地区の区域内において規制された行為を行った者（第20条第4項の規定に違反した者） ○指定希少野生動植物の個体の捕獲等の許可を受けた者に対する措置命令（第14条第1項）に違反した者 ○許可なく管理地区の区域内で規制された行為を行った者、許可なく立入制限地区の区域内に立ち上がった者、届出をせず監視地区の区域内で規制された行為を行った者等が、その違反行為によって指定希少野生動植物の個体の生息地等の保全に支障を及ぼした場合における措置命令（第23条第2項）に違反した場合	1年以下の懲役 又は 50万円以下の罰金
○指定希少野生動植物の個体の捕獲等の許可に付された条件（第13条第4項）に違反した者 ○管理地区の区域内において規制された行為の許可に付された条件（第20条第7項）に違反した者 ○立入制限地区の区域内への立入りの制限（第21条第4項）に違反した者	6月以下の懲役 又は 30万円以下の罰金

<ul style="list-style-type: none"> <li>○立入制限地区の区域内への立入りの許可に付された条件（第21条第5項において準用する第20条第7項）に違反した者</li> <li>○届出をせずに監視地区の区域内において規制された行為を行った者、又は虚偽の届出をした者（第22条第1項の規定に違反した者）</li> <li>○監視地区の区域内において規制された行為に係る届出があった場合において、この届出に係る行為の禁止、若しくは制限の命令（第22条第2項）に違反した者</li> <li>○監視地区の区域内において規制された行為に係る届出については、届出した日から起算して一定期間を経過した後でないと行為に着手することができないが、この規定（第22条第5項）に違反した者</li> </ul>	30万円以下の罰金
<ul style="list-style-type: none"> <li>○許可証又は従事者証を携帯しないで指定希少野生動植物の個体の捕獲等を行った者（第13条第8項の規定に違反した者）</li> <li>○捕獲等の許可を受けた者に対する報告の徴収について報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査を拒み、妨げ若しくは忌避し、若しくは虚偽の陳述をした者（第16条第1項関係）</li> <li>○管理地区・監視地区の区域内において、規制された行為を行った者に対する報告の徴収について報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査・立入調査を拒み、妨げ、忌避し、若しくは虚偽の陳述をした者（第24条第1項、第2項関係）</li> <li>○生息地等保護区・管理地区・立入制限地区の指定に係る実地調査について、その立入りを正当な理由なく拒み、又は妨げた者（第25条第4項の規定に違反した者）</li> </ul>	20万円以下の罰金

## 2) 両罰規定（第42条関係）

- ・法人等の従業者等が、その法人等の業務に関し、上記1)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人等も罰する。

## 【7. 附 則】

- ・「1. 総則」は、平成22年4月1日から施行。
- ・その他の規定は、公布の日から起算して9月を超えない範囲で規則で定める日から施行予定。